○経済産業省告示第二百七十三号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月二十二日

経済産業大臣　大畠　章宏

（一）　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド

（二）　変更前の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド　７階、２、ミンチュアンイーストロード、セクション３、台北１０４、台湾

（三）　変更後の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド　１１階、７５８、パートウロード、セクション４、ショウサン区、台北１０５、台湾

（四）　変更年月日　平成二十二年十二月二十日

○国土交通省告示第千五百二十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により狭山都市計画狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　市街地再開発事業の種類及び名称　狭山都市計画狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間　事業計画の認可の公告の日から平成二十三年度まで

三　施行地区　狭山市入間川一丁目、二丁目及び三丁目の各一部

四　施行者の名称　独立行政法人　都市再生機構

五　事務所の所在地　埼玉県狭山市入間川一丁目四番五十七号

六　事業計画の認可の年月日　平成二十年十月九日

七　事業計画の変更認可の年月日　平成二十二年十二月二十二日

○国土交通省告示第千五百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大藪川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十五年内務省告示第三十七号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県養父市大藪字奥山

二番二

三番一及び三番二

四番

一三番

一四番一及び一四番二

一五番一及び一五番二

一六番一及び一六番二

一八番六

一八番一〇及び一八番一一

一九番一

一九番三

二〇番一

二〇番三

二一番一から二一番三まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　下宿川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県佐用郡佐用町下徳久字下宿

一二八三番地先無番地

一二八四番及び一二八五番

一三四八番一〇の一

一三四八番一一から一三四八番一三まで

一三四八番一六及び一三四八番一七

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県佐用郡佐用町下徳久字下宿

一三四八番一三　一号

一三四八番一四　二号及び三号

一三四八番一六　四号

一二八四　五号

○国土交通省告示第千五百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　篠堂谷上

(二)　砂防法第二条の土地の表示　広島県庄原市川北町字重行一三九三番地地内四等三角点篠堂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から九四度五三分一六秒　九九七・〇四八メートルの地点　一号

標柱一号から三二九度二五分三七秒　二〇・二四四メートルの地点　二号

標柱二号から一一度五九分四二秒　二五・四九九メートルの地点　三号

標柱三号から七三度五八分三秒　一〇八・二〇二メートルの地点　四号

標柱四号から三九度二分三〇秒　四〇・三九〇メートルの地点　五号

標柱五号から一三二度一四分三八秒　一一・一九五メートルの地点　六号

標柱六号から二〇三度一分三七秒　四〇・五七六メートルの地点　七号

標柱七号から二二五度五八分一九秒　八四・〇〇七メートルの地点　八号

標柱八号から二五六度三四分三六秒　二九・七〇八メートルの地点　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　篠堂谷中（右三）

(二)　砂防法第二条の土地の表示　広島県庄原市川北町字重行一三九三番地地内四等三角点篠堂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一〇四度三三分二七秒　七〇三・五〇九メートルの地点　一号

標柱一号から三二四度九分一四秒　五六・八七七メートルの地点　二号

標柱二号から〇度二〇分四八秒　一三七・一一二メートルの地点　三号

標柱三号から六一度三九分五六秒　二四・七六五メートルの地点　四号

標柱四号から一四一度六分一秒　五四・四九五メートルの地点　五号

標柱五号から一七三度四三分五八秒　一一三・〇二二メートルの地点　六号

標柱六号から二一七度五五分三五秒　四九・三九四メートルの地点　七号

○国土交通省告示第千五百二十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の三第二項第一号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第一第三号イ中「第千四百五十四号」の下に「（第六号に適合するものにあっては、同告示第六号を除く。）」を加える。

同第六号本文中「第百二十九条の六」を「第百二十九条の六第一号、第二号、第四号及び第五号」に、「第百二十九条の七」を「第百二十九条の七第二号から第五号まで」に改め、「による」の下に「ほか、次に定める構造とする」を加え、同号ただし書中「第百二十九条の七第一号及び」を削り、同号に次のように加える。

イ　かごは、次に定める構造とすること。

(1)　平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第二第一号及び第三号から第八号までに定める基準に適合するものとすること。

(2)　かごの出入口の戸は、開き戸、折りたたみ戸又は引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。